

セントケアの処遇改善に関する取り組みについて

1.賃金改善計画について

番号	加算区分	加算算定月と改善期間	期間
1	介護職員処遇改善加算	加算の算定対象月	2024年4月～2025年3月
	介護職員等特定処遇改善加算		
	介護職員等ベースアップ等支援加算	賃金改善実施期間	2024年6月～2025年5月

※2024年6月から加算の一本化に伴い、新加算を取得致します。

2.賃金改善を行う賃金項目及び方法

番号	加算区分		基本給、手当（新設）、手当（既存の増額）、賞与により実施
	2024年5月まで	2024年6月以降	
1	介護職員処遇改善加算	新加算 (処遇改善加算)	・2009年度以降の賃金改善内容は、そのまま継続します。
2	介護職員等特定処遇改善加算		・介護福祉士の経験年数に応じた手当を支給します。 ・選任制による人材育成を担う介護福祉士に対する役割手当を支給します。 ・経験・技能のある介護職員には、職種手当・人材育成手当（20,000～80,000円）を支給します。 ・他の介護職員には、手当（17,000～45,000円）を支給します。 ・その他の職種には、手当（5,000～15,000円）を支給します。
3	介護職員等ベースアップ等支援加算		・定期昇給（令和2022年度、令和2023年度） 一般職：平均3,000円/月 時給者：平均15円/時間 ・介護職員への処遇改善 正社員：6,000円/月 契約社員：時給 30円/時間
4	-		・定期昇給（令和2024年度） 正社員 所長：平均5,000円/月 一般職：平均4,000円/月 契約社員 時給者：平均20円/時間、 実働給（訪問入浴看護師、訪問看護）：平均20円/時間 ・介護職員への処遇改善 (処遇改善加算対象営業所所属の所長、ケアスタッフ、入浴オペレータ、生活相談員、ケアプランナー、介護福祉士Ⅰ～Ⅳ、介護福祉士（入浴OP）Ⅰ～Ⅳ）手当の増額 正社員：1,500円増/月 契約社員：実働給15円増/時間、時給10円増/時間 ・賞与支給率を0.1か月（年間0.2か月）分増額 ・夜勤加算手当の増額：1,500円/回増額 ・2024年12月25日、2025年5月25日それぞれ一時金を支給予定

3.職場環境等要件について

番号	項目	取り組み内容
1	入職促進に向けた取組	期毎に経営方針書を策定し、毎日朝礼で1ページ毎朗読することで、経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどを示すとともに理解の促進に努めています。
2	資質の向上やキャリアアップに向けた支援	資格取得支援を促進するために、資格取得支援制度化すると共に、介護福祉士や居宅介護支援専門員受験費用を補助しています。
3	両立支援・多様な働き方の推進	有給休暇5日取得100%を目指し、月次で取得管理を推進しています。
4	腰痛を含む心身の健康管理	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備しています。
5	生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末やスマートフォンによるサービス開始・終了管理等ICTの活用による業務量の縮減を図っています。
6	やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善に取り組んでいます。